

第1回久留米市民交流センター指定管理者候補者選定委員会会議録

○日 時 平成30年7月2日（月） 10時00分～11時30分
○場 所 久留米市役所本庁舎 305会議室
○出席委員 新井真実委員、梶原加寿子委員、竹村政高委員、土居美佳委員、荒木征洋委員（全員出席）
○開催形態 非公開

1. 開会

2. 委嘱状等交付

3. 総務部長あいさつ

4. 委員並びに事務局紹介

5. 選定委員会に関する定めについて

選定委員会に関する定めについて、事務局より以下の説明を行う。

- ・選定委員会が、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条に基づき設置されるものであること。
- ・久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第7条に規定されている委員会の所掌事務。
- ・久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第9条に規定されている会議の招集及び会議の運営に関する事項。
- ・選定委員会に係る情報公開の取扱基準。

6. 委員長及び副委員長の選出

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例行規則第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めることについて事務局から説明を行ったところ、委員より、事務局案の提示を求められ、事務局より委員長を竹村委員に、副委員長を新井委員に務めていただくことを提案し、了解を得る。

7. 審議

①募集要項（案）について

募集要項（案）について、事務局より説明を行う。

【委 員】 今の管理体制は指定管理なのか、市の直営なのか。

【事務局】 非公募ではあるが、現在も指定管理者による運営を行っている。

【委 員】 会議室の利用料金は市が決めるのか、指定管理者が決めるのか。

【事務局】 利用料金の額は、久留米市民交流センター条例で定める範囲内で、市の承認

を得て指定管理者が定めることとしている。

【委 員】提出書類の様式 5「管理に係る収支計画書」の中に固定資産税の記載があるが、指定管理者が固定資産税を払うことが想定されるのか。

【事務局】市民交流センターの場合、固定資産税の支払いは想定しにくいので、該当の欄は、その他租税公課に訂正したい。

【委 員】公平なスケジュールではあるが、応募様式がかなり多く、短期間に作成して応募する企業等は大変だと思うが。

【事務局】公募期間は、久留米市として標準的な期間設定である。確かに大変だと思うが、指定管理者の選考に必要な書類であり、応募者の努力に期待している。

<審議結果>

募集要項（案）について修正を加えることを確認し、承認。

②業務基準（案）について

業務基準（案）について事務局より説明を行う。

【委 員】指定管理者が市と協議の上、備品を購入した場合、その備品は市の帰属となるのか、指定管理者の帰属となるのか。

【事務局】指定管理者が購入した備品は指定管理者に帰属する。ただし、指定管理期間が満了した時点で、当該備品を撤去することとしている。

【委 員】業務基準書の中に指定管理者が災害発生時の避難所を設置するという記載があるが、指定管理者の役割は避難所となる場所の提供ではないのか。

【事務局】ご指摘のとおり、避難所は市が開設するものであるので、指定管理者の役割を避難所としての場所の提供及び提供のための利用者との調整に訂正したい。

【委 員】指定管理者が市役所本庁舎 1 階にコピー機を設置することあるのは、どういったことか。

【事務局】現在の指定管理者が収入確保のために本庁舎 1 階にコインコピー機を設置しており、市民の利用も多い。本庁舎内で市民が利用できるコインコピー機はこの 1 台しかないとため、指定管理者の収入確保に加え、市民の利便性を維持するためにも継続して設置していただきたいと考えている。

<審議結果>

業務基準（案）について修正を加えることを確認し、承認。

③選定要領（案）について

選定要領（案）について事務局より説明を行う。

<審議結果>

選定要領（案）を承認。

8 その他

① 今後の日程について

事務局より、第 2 回選定委員会を 9 月下旬に、第 3 回選定委員会を 10 月上旬に開催予定であり、具体的な日程については調整の上、各委員に連絡することを説明し、了解を得る。

② 審議における指摘事項等の確認について

事務局より、指摘事項に関する修正の確認については委員長に一任いただくことを提案し、了解を得る。

【委 員】本日の審議項目について、今後尋ねたいことが生じた場合はどうすればよい
か。

【委員長】7 月 17 日に公募の告示予定であるので、今後、ご不明な点やご意見があれば、
7 月 10 日までに頂ければと考えている。合わせて、告示までの間、事務局に
おいて募集要項等の内容を今一度精査する予定であり、そこで生じた軽微な
修正については委員長に一任いただきたいと思うがいかがか。

【委員一同】了解

9. 閉会